

## 紀北町建設工事等における保証証書等の電子化について

令和6年4月

行政事務のDX推進及び受注者の事務負担軽減等を目的として、紀北町が発注する建設工事及び建設工事に係る業務委託における契約保証及び（中間）前払保証について、保証証書等の電子化（電子保証）を開始します。

### 1. 電子保証の内容

従来の紙原本で発注者に提出していた契約保証、前金払保証及び中間前払保証の保証証書等について、東日本建設業保証株式会社が運営するインターネットを介した方法により提出することが可能になります。

なお、従来の紙原本による保証証書等の提出も引き続き可能です。

### 2. 電子保証の利用方法

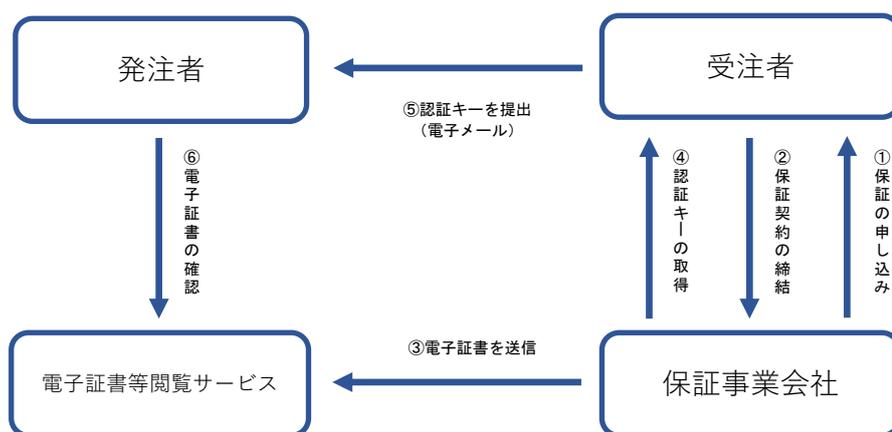
東日本建設業保証株式会社にお問い合わせください。

### 3. 電子保証の適用案件

令和6年4月1日以降に当初契約の締結を行う案件

### 4. 電子保証等の提出方法

各保証期間から発行された認証キー（電子保証を閲覧するための暗証番号）を発注機関の担当部署宛てに電子メールで送信して下さい。



※PDF方式により発行された保証証券等を電子メールにより提出する方法は対象外です。

必ず認証キーをお知らせください。

## 5. 電子メール送信時の注意

### (1) 提出先の

発注機関の担当課にご確認ください。

### (2) メールの件名等

【電子保証】に工事番号を記載したメール件名としてください。

また、メール本文中に、(1)受注者、(2)担当者の氏名・連絡先、(3)工事（業務）名、(4)保証名称（前払金保証、中間前払金保証、契約保証）の4点を必ず記載してください。

### (3) メール到達確認

契約締結等の円滑な手続きのため、メールの送信後、到達確認の電話を必ず行ってください。